

集会アピール

本日、JR東海労名古屋地本と加藤誠二君と共に闘う名古屋の会は、愛知県勤労会館に於いて、不当判決を許さず控訴審勝利に向け、6・1総決起集会を開催した。

我々は、満腔の怒りをもって反弹圧、控訴審勝利に向けて闘うことを確認した。

2007年7月13日、愛知県警公安三課の突然の不当家宅搜索、加藤さんを窃盗の犯人と決めつけた会社による就業制限と懲戒解雇処分。マスコミをも動員したJR東海労への憎悪に満ちた攻撃は、労働組合破壊攻撃としてかけられた。だが、加藤さんと我々は、こうした攻撃に怯むことなく会社・権力による組織破壊攻撃に果敢に立ち上がった。

「仲間のクビを切られて黙ってられるか！」という強い怒りの声が、反弹圧に立ち向かう原動力となった。職場では、管理者と対峙し、主任レポートを拒否することで、組合員一人ひとりが強くなり、組織破壊攻撃と弾圧に立ち向かってきた。

この闘う姿勢が「時系列等報告書」反対の闘いを大きくつくりだすことにもつながった。職場からの非協力闘争を自信を持って闘い抜いてきたのだ。また、支援の闘いでは、署名活動、ビラ配りを積極的に担い、JR蒲郡駅事件の本質を訴えてきた。しかも解雇撤回、不当処分撤回の最大の山場では、ストライキを構え、実力闘争として反撃の闘いをつくりだしてきた。

一方、刑事、民事の両裁判闘争では、加藤さんは、事件の狙いを明らかにし、「窃盗事件」は、デッチ上げであることを堂々と証言・主張し闘ってきた。加藤さんを支え共に闘うJR総連、組合員、OBの仲間は、裁判の傍聴に結集し、裁判闘争を共に闘い抜いた。

だが、4月21日の刑事裁判は有罪。5月19日の民事裁判は棄却。こんな不当判決が許されていないのか！そもそも刑事裁判で、裁判所は、加藤さん・弁護人の反証をまともに検討していないのだ。検察が、指紋など物的証拠の提出ができず、論告求刑でも「書庫から文書を持ち出した行為でなく、何らかの文書をコピーして紙31枚を持ち出したこと」を犯罪行為としたにもかかわらず、裁判所は、誤った推認により「内部文書をコピーして持ち出した」と事実認定をしているのだ。最初から有罪ありきの結論を導き出しているのだ。民事の判決はもっと反動的だ。「古田の証言は信用できない」「指紋が検出できないのは時間が経ちすぎているからだ」と平然と判決理由を述べているのだ。

裁判所は、無実の加藤さんに有罪判決を言い渡した。まさに歴史に残る反動判決だ。

我々は、会社・権力が一体となった横暴を絶対に許すことはできない。

我々は、本日の集会で「蒲郡駅事件」の本質をしっかりとつかんだ。怒りを新たにJR東海労名古屋地本、加藤誠二君と共に闘う名古屋の会は、反弹圧の闘いを更に強化しようではないか！

我々は、加藤さんの怒り、悔しさを我がものとし、加藤さんと美世志会の完全無罪・職場復帰を勝ち取るまで闘いを断固推し進める。

2009年6月1日

JR東海労働組合名古屋地方本部
加藤誠二君と共に闘う名古屋の会
不当判決を許さず控訴審勝利6・1総決起集会